平成２３年（フ）第１４２１号
神戸市須磨区白川台７丁目３番地の11　農住Ｇ－201号、従前の住所神戸市須磨区白川台３丁目60番地の７　グランドハイツコーワ401号
債務者　山際　敏雄
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４２４号
神戸市中央区割塚通２丁目３番17―201号、従前の住所大阪府岸和田市天神山町２丁目４番16号
債務者　山下　　了
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４６９号
神戸市長田区野田町５丁目２番11―504号
債務者　山内由加里（旧姓重松）
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８３号
兵庫県篠山市大渕218番地
債務者　火置さゆり（旧姓漆谷）
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで　神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第２８８号
松江市東津田町529番地　ブルーメンホーフ１号棟205号、前住所松江市東朝日町112番地
債務者　井田　孝子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９５号
松江市西川津町4172番地
債務者　小山　直美
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３０２６号
愛知県愛西市渕高町蔭島84番地１　ユームⅢ２－Ａ
債務者　濵辺　伴治
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４号
青森市桂木３丁目25番地25　シティハイムパルテール101号
債務者　對馬　　恵
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９８７号
名古屋市中川区春田２丁目32番地の２　シティコーポ春田駅前1114号
債務者　宮地真里子こと　宮地眞里子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５４０号
和歌山市塩屋１丁目１番１号
債務者　宮村美代子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５６４号
和歌山市加納224―１、住民票上の住所和歌山市福島477番地の19
債務者　吉本　祐貴
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５６９号
和歌山県海南市船尾241番地　玉藻荘１号、住民票上の住所和歌山県海南市船尾220番地
債務者　児玉　拓也
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５７７号
和歌山県紀の川市打田1238番地２　コーポ加山405号
債務者　竹本　里美
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５８２号
和歌山県岩出市桜台601番地
債務者　柳　　光（旧姓北條）
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２号
和歌山県橋本市紀見ヶ丘１丁目２番14号
債務者　邉　　健司
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３号
和歌山市茶屋ノ丁51番地
債務者　杉本　能崇
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３１５６号
横浜市港北区大豆戸町357番地９
債務者　長谷川匡之
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部